



# パートナーズ通信 2017年7月号 Vol.46

## 無期転換への準備を具体的に進めましょう！

平成25年4月1日施行の労働契約法の改正により、平成30年4月から無期転換申込権が発生します。

無期転換申込権は、労働者が行使した場合に発生します。有期雇用する労働者がいる企業においては、必ず無期転換に備えて準備しておく必要があります。

### ☆無期転換後の社員に適用する就業規則はありますか？

有期契約社員と同じ仕事内容のまま無期転換する場合は、契約期間の定めだけなくなるので、無期転換後の就業規則は知らない。

・・・これでよいのでしょうか？

答えは「いいえ」です。無期転換後に適用となる就業規則は必要です。

無期転換後適用の就業規則がない場合は・・・

- ・定年の定めがない。
- ・正社員の就業規則が適用となると判断される場合がある。

例) 賃金(手当等)、退職金などが正社員と同様に支給対象となる場合がある。

- ・有期契約更新時に、労働条件の見直し(時給、所定労働時間等)など行っていた場合は、無期になることで見直しの機会がなくなってしまう。

☆では、無期転換後の就業規則には、どんな項目を定めればよいのでしょうか。

- ・無期転換申込の手続きについて(いつ申し込むか、指定の申込用紙で書面で申し込むこと等)
- ・労働条件(労働時間、休日、休暇、賃金、人事異動等)
- ・休職
- ・解雇、表彰および懲戒
- ・福利厚生
- ・退職、定年
- ・人事評価等(労働条件見直しの機会)

有期契約社員または正社員と同様の就業規則を適用する部分については、「〇〇就業規則を準用する」等の記載にしておけば十分です。

※無期転換社員への対応については、契約更新の上限を定めるなどの対応も考えられますが、今後人材確保がさらに難しくなっていきますので、入社3年程度で正社員への転換や無期転換を視野に入れて、人材を確保していくことを考えていかなければなりません。今まで以上に契約更新時の手続きは慎重に、個別に対応していくことが大事です。また、無期転換後の社員の人事評価等についても、考えていく必要があります。

## 雇用関係助成金セミナーを開催します

☆平成29年度の助成金も出そろいましたので、近日セミナー開催決定です！(8月実施予定)後日ご案内いたします。ぜひご参加ください。

☆助成金情報 ◇業務改善助成金◇(中小企業・小規模事業者のみ)

事業所内で最も低い賃金の引上げを行った場合に、生産性向上のための設備投資のための経費の一部を助成するというものです。例として引上げ額60円の場合、最大100万円の助成額となります。(例えば、生産性向上のための業務ソフトを購入の場合など)※詳細はお問合せください

☆人事労務のご相談 ☆人事制度策定支援 ☆就業規則作成 ☆労働・社会保険手続代行 ☆助成金申請代行

発行者： 社会保険労務士法人 事業創造パートナーズ 渡辺 稔・塚田 由起子(毎月1回発行)

〒951-8063 新潟市中央区古町通5番町608番地7-バツウイ2F

Tel 025-224-4155 Fax 025-224-4145 E-mail office@jigyosouzou-pt.com

ホームページ

事業創造パートナーズ

で検索! ※お気軽にご相談ください